

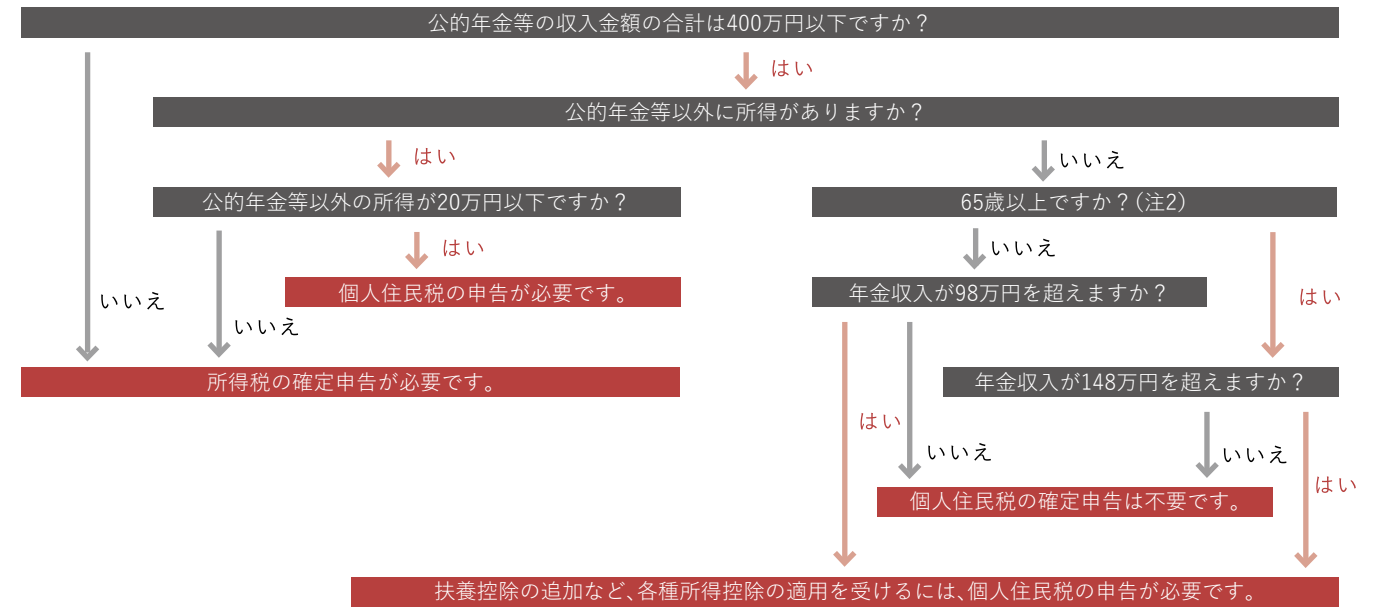


所得税・個人住民税の申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、ほかの所得も20万円以下である方は、所得税の確定申告は不要です。ただし、個人住民税の申告などが必要な場合がありますので、次の注意点を確認してください。

- ①医療費控除などで、所得税の還付を希望する場合は、確定申告の必要があります。
- ②公的年金等以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であっても、個人住民税の申告が必要です。
※公的年金等の所得と公的年金等以外の所得の合計額が38万円以下の場合を除きます。
- ③源泉徴収票に含まれていない各種所得控除(注1)の適用を受けるには、確定申告の期間内(2月16日(火)～3月15日(月))に、個人住民税の申告が必要です。
(注1)各種所得控除…☐配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除

※個人住民税の申告をしなければ、個人住民税の税額が増える場合があります。
次のフローチャートを参考にしてください。



(注2)65歳以上の人とは、昭和31年1月1日以前に生まれた人をいいます。

＼＼1月12日(火)～2月15日(月)／／ 無収入の方を対象に特別受付

令和2年1月1日から12月31日までの間の所得について、次の「申告が必要な方」に該当する方に限り、個人住民税の申告を受け付けます。

- 受付期間** 1月12日(火)～2月15日(月) ※土曜日、日曜日、祝日を除く、平日のみ
受付場所 市役所 1階 税務課
申告が必要な方 次の①、②の両方を満たす方
 ①次のA～Cのいずれかに該当する
☐A国民健康保険に加入、☐B後期高齢者医療制度に加入、☐C令和3年度所得課税証明書が必要
 ②次のA、Bのいずれかに該当する
☐A無収入、☐B収入が遺族年金、雇用保険による失業等給付などの非課税所得のみ
 ※A、Bともに令和2年1月1日から12月31日までの間の収入が対象です。
必要書類 ①マイナンバーが確認できる書類 ☐マイナンバーカード
 ②公的機関発行の本人確認ができる顔写真付の書類
 ※マイナンバーカード1枚で①と②の両方を満たします。
 ※代理人が申告する場合は、申告者本人の①と②の両方の写しが必要です。
 ③申告者の印鑑(スタンプ印不可)
 ※代理人が申告する場合は、代理人の印鑑(スタンプ印不可)も必要です。

－ご注意ください－

非課税所得を除き、収入がある方は、この期間中の受付は致しかねます。2月16日(火)から3月15日(月)までの間に申告してください。
 ※収入がある方の「所得税・個人住民税の申告相談」については、広報かとう2月号でお知らせします。

☐総務財政部税務課(庁舎1階) 担当：宮崎奈都子 ☎43-0396

社 税 務 署 からの お知らせ

申告書作成会場を開設し、申告書作成の支援、および申告相談に応じます。

- ☐開設場所…社税務署
☐開設期間…2月16日(火)～3月15日(月)
☐受付時間…9時～16時

- 注意点
☐申告書作成会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、各日8時30分から配付します。なお、整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付けを終了する場合があります。
☐来署時はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は、相談に応じられない場合があります。
☐筆記用具や計算器具をご持参ください。

☐社税務署 ☎42-0223

――＼＼ e-Taxで自宅等で申告 /／―― ID・パスワードの臨時発行会

確定申告会場での3密回避、および利便性向上のために、パソコンやスマートフォンで確定申告書の作成・提出ができる「e-Tax申告(電子申告)」の利用を推進しています。e-Taxの利用には、税務署が発行するID・パスワード、またはマイナンバーカードが必要です。この機会にぜひ、取得ください。

- ☐日時…1月24日(日) 8時30分～12時
☐場所…市役所 1階 ロビー
 ※確定申告する本人がお越しください。
 ※社税務署の管轄区域(小野市・加西市・加東市)外の方も受付可能です。

- ☐必要書類…公的機関発行の本人確認ができる顔写真付の書類
 ※申請した方に、後日「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお送りします。

☐総務財政部税務課(庁舎1階)
 担当：宮崎奈都子 ☎43-0396

下水道事業の 受益者負担金・分担金を統一

令和3年度から加東市全域において、新たに下水道に接続する方の受益者負担金・分担金(以下「負担金」といいます。)の額の計算は、宅地面積1平方メートル当たり550円に統一します。

- 負担金の適用について
 適用開始：令和3年4月1日
 ※令和3年3月31日までに、負担金の支払猶予を受けた土地は、1平方メートル当たり550円を適用します。

- 特例措置について
 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、改定後の負担金の額が改定前の負担金の額を上回るときは、改定前の負担金の額を適用します。
 ※一括納付報奨金制度の廃止について
 受益者負担金の一括納付報奨金制度は、負担金の早期確保や納付意識の向上に一定の成果を上げてきました。この制度は、納付いただきましたみなさんのご理解、ご協力により、その目的を達成したことから、令和3年4月1日から廃止します。
 ※制度廃止後も一括で納付いただけます。

☐上下水道部管理課(庁舎3階)
 担当：北島恭子 ☎43-0533